

官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ

とりまとめ

-目次-

はじめに

第1章 パブリックスペースの利活用・管理に関する昨今の動向

- (1) 国土交通省の政策の成果
- (2) これからのパブリックスペース利活用について

第2章 パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方【テーマ①】

- (1) 背景・課題
- (2) 既存制度
- (3) まとめ『活動内容と資金の流れの「見える化」と公共性の担保』

第3章 パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等

(占有特例、財政・人材支援、情報支援)【テーマ②】

- (1) 背景・課題
- (2) 既存制度
- (3) まとめ『パブリックスペースの利活用促進に向けた支援強化』

第4章 パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化【テーマ③】

- (1) 背景・課題
- (2) 既存制度
- (3) まとめ『ワンストップ窓口、官民連携の協議の場の構築』

第5章 パブリックスペースにおける制度連携

(ウォークアブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策)【テーマ④】

- (1) 背景・課題
- (2) 既存制度
- (3) まとめ『ウォークアブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策の連携』

おわりに 各章まとめ(提言)

はじめに

国土交通省都市局は、令和6年度から令和7年度にかけて「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」（全8回）を開催し、令和7年5月に中間とりまとめ「成熟社会の共感都市再生ビジョン」を公表した。

中間取りまとめにおいて示された取り組むべき施策の1つとして、『余白を楽しむパブリックライフの浸透』が掲げられた。官民所有のパブリックスペースにおける多様な活動の創出、人々の回遊性・滞在性を向上させる制度を充実するためには、歩行空間の整備のみならず、地域資源の魅力発揮や交通・駐車場政策、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度などとの連携により、人々が「行きたくなる」視点を重視し、エリアのビジョン共有による相互理解、手続きの簡素化や窓口の一元化を図る必要があること、さらに、エリアマネジメントを通じて「過ごしたくなる」視点を重視し、必要な都市アメニティを徒歩圏内に混在させていくことが有効であると示された。

これらを受けて、国土交通省道路局環境安全・防災課と都市局まちづくり推進課が共同事務局となり令和7年度に全3回のワーキンググループを開催し、「官民所有のパブリックスペースの活用・管理」について議論を行った。

第1章 パブリックスペースの利活用・管理に関する昨今の動向

(1) 国土交通省の政策の成果

- 国土交通省では、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」（令和元年6月中旬とりまとめ）の提言を受け、官民のパブリックスペース（街路、公園、広場、民間空地等）をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を進めてきた。
- 具体的には、
 - ①都市再生整備計画にもとづく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを支える法律・予算・税制等のパッケージ支援
 - ②柔軟な空間活用を可能とする道路・公園等の占用許可特例制度の創設
 - ③魅力的な空間の利活用主体となる都市再生推進法人制度の普及・啓発を実施することにより、次の成果が得られている。
 - まちなかウォーカブル推進事業の実施地区数の増加（R2：33地区→R7.12：132地区）
 - 道路占用特例制度の活用実績の蓄積（R2.10：44件→R6.10：62件）
 - 都市再生推進法人の指定実績の増加（R2.10：75件→R6.10：137件）

(2) これからのパブリックスペース利活用について

「成熟社会の共感都市再生ビジョン」では、方向性が次のように示されている。

（以下、「成熟社会の共感都市再生ビジョン」より）

ウォーカブル政策では、歩行空間の整備のみならず、目的物となる歴史、文化、景観等の地域資源の魅力の発揮、エリア内の回遊性向上に資する自由な移動手段の導入や公共交通によるアクセスの確保・円滑化、環境問題への配慮をはじめとして、地域活性化に関する政策、交通政策、駐車場政策と深く連携し、そのエリアに「行きたくなる」視点を一層重視すべきである。その際、人中心の交通マネジメントや駐車場の量や配置のマネジメント、さらには多様なモビリティを考慮した街路空間再構築とより連携することや、道路上における滞在・賑わい空間の整備や、利便増進に資する占用の柔軟性などを利点として、ほこみち制度との更なる連携を図ることも有効である。また、公開空地をはじめとする都市開発プロジェクトで生まれる民地のオープンスペースの意義も再評価されており、官民のパブリックスペースの利活用・管理運営を適切に進めていくため、エリアのビジョン共有、省庁部局間で所掌が異なる制度の相互理解、手続きの簡素化や窓口の一元化を図っていく必要がある。

魅力あるウォーカブル空間の創出には、民間事業者等の初動期からの公共的価値の実現に資する取組が不可欠である。事業の準備段階から事業者自ら地域を深く理解し、地域の主体的な活動やコミュニティ形成をサポートしながら、顔の見える信頼関係やアフォーダビリティを確保した適切なリスク分担を構築していくことが重要である。こうしたコーディネートには、多大な労力と時間を要するため、経済合理性の観点からは取組が十分に行われにくいものだが、事業開始後の持続的な地域経営やパブリックライフの充実に影響を及ぼすものであるため、事業初動期の重要性を考慮した仕組みの構築を図っていく必要がある。

- これらの方向性に基づき、本ワーキングでは、次の4つのテーマに沿って議論を行った。
それぞれの議論の結果を各章にまとめる。
 - 【テーマ①】 パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方（第2章）
 - 【テーマ②】 パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等
（占用特例、財政・人材支援、情報支援）（第3章）
 - 【テーマ③】 パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化（第4章）
 - 【テーマ④】 パブリックスペースにおける制度連携
（ウォークアブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策）（第5章）

第2章 パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方【テーマ①】

(1) 背景・論点

- 公共空間等の利活用時に得られた収益に関しては、道路、公園、河川の占用・設置管理許可等における収益施設や主体に関する規定を踏まえ、公共施設の維持・美化活動や地域活性化に資する活動への財源として充当されている場合がある。
- 今後も地域課題や社会課題を解決するエリアマネジメント活動に幅広く充当することも考えられるが、活動の多様性や新規性ゆえに公共的な活動の解釈に認識の差が生じ、事業者及び管理者共に現場での協議・調整・運用に時間と労力を要するケースもある。
- 本テーマでは、官民所有のパブリックスペースの利活用による収益を幅広いエリアマネジメントの活動に充当していく上ではどのような公共性の整理や要件が考えられるか、について議論した。

(2) 既存制度

【既存制度の整理】

- 官民所有のパブリックスペースの利活用による収益を幅広いエリアマネジメントの活動に充当していく上での要件等について、以下の観点から整理・検討を行った。

■公共空間（道路、公園、河川敷地）

特例占用における活動で得られた収益について、当該施設のみならず公共的活動やまちづくり活動への充当が可能な場合がある。

①活動主体の公共性

- ・活動主体に公共団体が含まれている場合：

市町村都市再生協議会（法定協議会）、エリアプラットフォーム（任意団体）等

- ・活動主体が公共団体から指定等を受けている場合：

都市再生推進法人、公益法人、NPO法人、その他地方公共団体独自の指定等

②活動内容（計画）の公共性

- ・公共団体（又は公共団体を含む協議会）が作成した活動計画に位置づけられている場合：

都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、国家戦略特区等

- ・公共団体（又は公共団体を含む協議会）が認可等した活動計画に位置づけられている場合：

（市区町村認可の）エリアマネジメント活動計画等

■民間の公共的空間（有効空地、公開空地等）

有効空地や公開空地等における活動で得られた収益について、公共団体が定めた規定や要件に基づき、エリアマネジメント活動への充当が可能な場合がある。

- ①団体登録（主体）や、②計画認定（内容）の認定および活動実績報告など

(3) まとめ

【議論のポイント】

○ワーキンググループでの主な意見は次のとおり

- ・公共性において、単発的な活動・収益性を個別に評価するのではなく、複数の活動について一貫性をもった一連のプロセスとして捉えた、全体的な評価が求められる。
- ・利活用の収益は、今までその施設の維持管理に還元するのが当然と捉えられてきたが、エリアマネジメントの公共的な活動は多様であり、コーディネートやマネジメントのコストも含めてトータルで見る視点が重要。
- ・公共性を担保する仕組みについては、エリアマネジメント活動の熟度に応じて、エリアマネジメント団体が地域全体の将来像を見据えながら自発的に考え、活動できるようにする必要がある。
- ・協議会設立や計画策定に至らない間の、社会実験などを継続的に行えるようなバッファーが必要。行政の方向性と直ちに完全に一致しない活動であっても、将来性を見越して挑戦できる環境を整え、まちづくりを育てていく仕組みが大切。
- ・大都市や地方都市、再開発事業の有無、法人格のあるエリアマネジメント団体が存在しているかなど、成長段階や地域特性に応じた柔軟な制度設計を検討し、公共性を担保していく必要がある。
- ・制度化された取り組みだけでなく、まだ制度に乗らないような萌芽的で実験的な活動も尊重し、小さな取り組みから育てる視点が重要。
- ・大都市以外では収益性が厳しい地域も多いため、社会実験などを通じて収益性や活動を持続的に成り立たせる仕組みを検証していくプロセス自体も評価していくべき。
- ・パブリックスペースの利活用促進に向けては、公物管理者のマインドチェンジを含み目標の共有や制度やその運用を浸透させることが重要。
- ・制度の周知や実装にあたり、他都市の成功事例を可視化・比較できるようにしたり、交渉の拠り所となるガイドラインを作成したりするなど、具体的なツールとして共有財産化していくことが必要。

【まとめ】

『活動内容と資金の流れの「見える化」と公共性の担保』

- ・パブリックスペースの利活用による地域全体への波及効果の共通認識や相互理解を図るため、パブリックスペースの利活用等のエリアマネジメント活動における活動内容と資金の流れを「見える化」するとともに、活動内容の公共性を担保する仕組みが必要ではないか
- ・関連して、各パブリックスペースに関する既存制度について、運用の再整理・周知を図るべきではないか

○ エリアマネジメント活動内容と資金の流れを「見える化」するにあたっては、収益活動もエリアマネジメント活動（群）の一部と捉え、エリアマネジメント活動全体での公共性を担保することが重要であり、例えば、以下のような方法が考えられる。

① 収益の用途を透明化し、地域全体の利益に還元していることを確認

- ・ 地域の将来ビジョン等に基づいて、パブリックスペースの利活用を含むエリアマネジメント活動全体の活動計画・収支計画（資金計画）を作成・公表し、その過程に地方公共団体が参画することで、公共性を担保（収益の用途の透明化、地域全体の利益へ還元）する仕組み
- ・ 想定される運用を次の通り例示する。
 - 例1) 地方公共団体を含む協議会等によりエリアマネジメント活動に関する計画を作成し、その協議会等において実績を確認する。
 - 例2) まちづくり団体が作成したエリアマネジメント活動に関する計画を、地方公共団体が認定・実績確認することで公共性を担保する。
 - 例3) 都市再生推進法人が作成したエリアマネジメント活動に関する計画・実績を地方公共団体が確認（指導・監督）する。

② エリアにとってトータルでプラスになっていること（＝公共性）を評価

- ・ 地域や団体毎に目的や取組内容が多様であるため、個々の活動や団体へのプラスの効果だけでなく、エリアへのトータルでのプラスの効果（公共性）の確認、活動計画において独自のロジックモデルを組み立て、モニタリング指標を設定するなど、実績を評価・検証する仕組み
- ・ 「エリアマネジメントの評価ガイドライン（R6.4 国土交通省都市局まちづくり推進課）」を活用
- ・ その他、地域の実情に応じた指標を活用し、プロセスを含め多角的な観点から評価

第3章 パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等【テーマ②】

(1) 背景・論点

- 道路・公園等を本来の用途以外に使用することで利用が制限されるため、その負担を分担するために占用料が徴収されるが、地価が高い中心市街地などではエリアマネジメント団体の負担も大きくなっている。
- 例えば、道路においては道路協力団体や各種制度による占用許可特例において減額・免除規定を設けている。
- 本テーマでは、エリアマネジメント団体の負担軽減策としてはどのような措置、要件、プロセスが考えられるか、について議論した。

(2) 既存制度

【既存制度の整理】

- 公共施設（道路・都市公園・河川敷地）の特例占用等における占用料の減免について、免除規定の整理・比較を行った。
*詳細については、参考資料【特例占用等における占用料の減免の比較】を参照
- エリアマネジメント活動の各種支援策について整理した。
 - 官民連携の体制構築やビジョン策定など初動期体制への支援
 - 民地のオープンスペース化等にかかる税制特例や、道路占用料の減免措置
 - その他、人材に関する支援等
*各支援の詳細は参考資料の各ページを参照

(3) まとめ

【議論のポイント】

- ワーキンググループでの主な意見は次のとおり
 - ・公園や道路などの公共空間の利活用において、管理者間の調整には多大な労力が発生し、エリアマネジメント団体がこれを全て賄うには膨大な人件費等のコストが発生する。そのため実施団体だけでなく行政関係機関も含めて調整コストを下げるための支援策が有効である。
 - ・初期段階では、行政が占用主体となるなどの支援も有効。
 - ・条件付きで占用料金の100%免除を可能とする明確な仕組みが作れないか。
 - ・人的課題、財政的課題に応じたインセンティブ設計が重要。
 - ・地域全体の中で、道路や公園、河川敷地などのパブリックスペースのあり方を考えながら活動を進めている都市再生推進法人を支援することが重要。
 - ・公的空間等の利活用促進にあたり、エリア内で活用可能な資源、ポテンシャル、マネタイズなどを検討することが有効。ビジョン策定の前段階で、エリアのポテンシャルや多様なシナリオを探る「可能性検討に関する調査」への支援を強化すべき。多様な関係者の共感を育み、拙速な計画ではない、質の高い中長期的な目標設定を目指すことが重要。
 - ・公共のアセットの活用方法の調査やインパクト評価を行うことへの支援があると良い。また、データ活用の促進は重要な課題であり、エリアマネジメント団体にとって情報・データビジ

ネスへの展開につながる可能性も有している。

【まとめ】

『パブリックスペースの利活用促進に向けた支援強化』

- ・各公共空間において規定された特例占有に係る地域への収益還元における制度や運用について、さらなる周知が必要ではないか
- ・パブリックスペース利活用の推進に向けては、エリアマネジメント団体及び行政へのさらなる支援の充実が必要ではないか

例：

- 初動期支援（体制構築、ビジョン作成、普及啓発等）
- 人的支援（専門人材の活用、担い手同士のネットワーク構築等）
- 公共空間活用可能性調査支援（ポテンシャル検討、活用手法・マネタイズ検討等）
- データ活用関連支援（人流把握、エリア内アセットの見える化、DX技術の活用等） 等

第4章 パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化【テーマ③】

(1) 背景・論点

- 効率的な運営やエリア価値の向上を図るためには各公物単体のみならず、一定エリアの都市空間を形成する連続したパブリックスペースの利活用・管理を検討していくことが有効。
- 公物管理者が異なる場合はそれぞれの占有等の手続きを要するが協議・調整に労力と時間を要する場合がある。
- 本テーマでは、次の点を議論した。
 - ・公物管理者が異なる場合に、関係者が参画する協議会により手続きの一層の円滑化を図ることは可能か。また、必要な要件は何か。
 - ・同一エリア・路線で特例制度を活用・切り替える場合において手続きの円滑化を図ることは可能か。その場合、どのような条件や留意点が考えられるか。

(2) 既存制度

【既存制度の整理】

- ・パブリックスペースの利活用推進のため、連携体制によるワンストップ化を実現している事例を整理した。
- ・また、道路占有特例制度の切り替えや、道路占有にあたらぬ一時的な利用に関して道路管理者が地域独自のルールを定めている事例等を整理した。

(3) まとめ

【議論のポイント】

○ワーキンググループでの主な意見は次のとおり

- ・景観、屋外広告は、エリア全体として確認することが重要であり、行政による審査の前段としてエリアマネジメント団体による自主ルールの策定や自主審査を行うということも円滑化には有効。
- ・公共空間の利活用手続きは部署ごとに分かれており、申請者の負担が大きい。ワンストップとすることで、利活用の促進に繋がる。また、地方公共団体内でもどの部署が許可を出すのか煩雑な実態があるため、間にエリアマネジメント団体が代行などで入るとスムーズに行うことが出来る可能性もある。
- ・地方公共団体においてワンストップ窓口のような庁内調整役を担う専門部署の設置が有効。
- ・ワンストップ窓口について、行政とまちづくり団体が連携することは重要。まちづくり団体でもワンストップ手続きを行うこととデータの収集・整理やデジタル化に紐づけられれば人員を割くメリットになるのではないかと。
- ・ワンストップ窓口については、必ずしも一括ですべての手続きが完了するものだけでなく、伴走支援型など多様な形態があるのではないかと。
- ・国から地方公共団体へ方針を示す通達の発出は、現場の意識改革を促す上で効果的。庁内の合意形成や関係機関との協議を円滑化し、空間活用の後押しとなる。
- ・許可を出す立場からみた円滑化に必要な内容の把握も必要ではないかと。
- ・公物管理や官民連携の知識・理解がある人材を専門家として派遣する制度や先進的な民間団

体から他の団体への派遣に対する支援が有効。

- ・活動の担い手となる民間が育っていない場合には、行政職員がエリアマネジメント団体に向するなど、官民の人材交流や派遣の仕組みが有効。
- ・エリアマネジメント活動の初動期では、道路占有にあたらな一時的な利用も有効。

【まとめ】

『ワンストップ窓口、官民連携の協議の場の構築』

- ・市区町村のワンストップ窓口の設置にあたっては、民間まちづくり団体と連携のもと、対象を特定のエリアや施設等に限定しつつ試行的に取り組むなど、まずは、対応可能な範囲から始めることが重要ではないか
- ・手続きの円滑化を図るため、都市再生推進法人の活用や公物管理者を含めた官民連携の協議の場（市町村都市再生協議会の活用など）が必要ではないか

第5章 パブリックスペースにおける制度連携

(ウォーカブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策)【テーマ④】

(1) 背景・論点：

1) ウォーカブル政策とほこみち制度の連携

- ・ウォーカブル政策では、道路上における滞在・賑わい空間の整備や、利便増進に資する占用の柔軟性などを利点として、ほこみち制度とのさらなる連携を図ることも重要である。
- ・本テーマでは、パブリックスペースの利活用推進に向けたウォーカブル政策とほこみち制度の連携としてはどのようなことが考えられるか、について議論した。

2) ウォーカブル政策と駐車場・交通施策の連携

- ・地域活性化に関する政策、交通政策、駐車場政策と深く連携し、そのエリアに「行きたくない」視点を一層重視すべき。その際、人中心の交通マネジメントや駐車場の量や配置のマネジメント、さらには多様なモビリティを考慮した街路空間再構築とより連携することも有効である。
- ・地域資源の保全活用を行いながら、観光地としての魅力推進、あるいは地域産業の活性化を図るためには、地域の交通施策と連動したまちづくりが必要。
- ・本テーマでは、地域資源の保全活用のための都市交通施策としてどのようなものが効果的か。その施策の実効性を高めるための工夫はどのようなものが考えられるか、について議論した。

3) 都市の個性などを考慮したウォーカブル推進事業の強化

- ・ウォーカブル政策の深化に向けて、ほこみち制度等との更なる連携や地域資源の活用を図りつつ、人々の主体的なかわりしろである「余白」を残すことで、パブリックスペースにおける多様な活動の創出、人々の回遊性・滞在性を向上させる制度の充実が必要。
- ・街路空間の再構築のみならず、地区の個性を生かし、様々な分野と連携した取り組みによるにぎわいの創出や、エリアマネジメント組織によるパブリックスペース利活用との連携や、社会実験等のソフト事業等と一体的に事業が実施されるまちづくりの推進が重要。
- ・本テーマでは、地域の個性を踏まえ地域資源の保全活用とウォーカブル空間の整備をどのように連携させていくべきか、また、支援を強化する事業をどのように特定・条件化していくべきか、について議論した。

(2) 既存制度

【既存制度の整理】

- ・国道、県道、市道にはこみち指定をするとともにウォーカブル推進事業にて空間高質化や社会実験を実施している事例等、ウォーカブル区域においてほこみち制度を活用している事例を整理した。
- ・ウォーカブル政策と駐車場・交通政策との連携として、車両の流入抑制等の取組事例や駐車場政策と連携した取組等を整理した。
- ・これまで、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点

的・一体的な支援を実施してきた「まちなかウォーカブル推進事業」について整理した。

(3) まとめ

【議論のポイント】

○ワーキンググループでの主な意見は次のとおり

1) ウォーカブル政策とほこみち制度の連携

- ・同じ団体がウォーカブル政策とほこみち制度を活用している場合、いかに双方を連携させ、一体的に評価するかが今後の見直しのポイント
- ・ウォーカブル政策とほこみち制度の違いや連携する際の留意事項など運用の観点からも整理・周知することで、より効果的な制度の活用が見込まれる。

2) ウォーカブル政策と駐車場・交通施策の連携

- ・通過交通を抑制し、道路空間を人のためのパブリックスペースへと転換し、来街者の増加や地域活性化をする施策は世界的に加速度的に進んでいる。ウォーカブルなまちづくりを実現するには、エリアマネジメントと交通政策・駐車場施策の一体的な推進が不可欠。
- ・市街地全体での交通や人の流れをどのように処理するのかなど、市街地全体で総合的に環境を向上するという観点が重要。
- ・地方部では公共交通と駐車場の管理をセットで考える必要がある。リアルタイムでの駐車場管理や共同利用の仕組みが有効であり、歩行者空間周辺に対し、車両が流入しないための対策を考えていく必要がある。
- ・ウォーカブルなまちづくりを目指すエリアでは、小規模な青空駐車場が生まれてしまうことも考慮して、トータルな規制を考える必要がある。
- ・小規模な老朽建築物の更新に際して、附置義務駐車場の整備が課題となる場合があり、更新促進の観点からも、駐車場の取扱いをウォーカブル政策と連携させていく必要がある。
- ・地方都市では、点在する民間駐車場が計画的なまちづくりの妨げになっている場合がある。個々の駐車場情報を集約して可視化するプラットフォームを構築することで、エリア全体で最適な配置を議論できる。
- ・ウォーカブルなまちづくりやパブリックスペースの利活用を進めるには、交通環境の整備が必要であり、物流の観点も重要。特に都心部の商業地では、社会実験等を通じて、物流車両による荷さばきとの共存を図る方策の検討が必要。

3) 都市の個性などを考慮したウォーカブル推進事業の強化

- ・道路や歩道を整備するのみの「空間づくり」ではなく、人と人とが交流できるような「場づくり」が必要。
- ・社会実験のような一過性の取組ではなく、場づくりを行うには、長期間にわたってその場所が当たり前存在していることが重要。
- ・目的物となる歴史、文化、景観等の地域資源の魅力の発揮、エリア内の回遊性向上に資する自由な移動手段の導入や公共交通によるアクセスの確保・円滑化、環境問題への配慮をはじめとして、そのエリアに「行きたくなる」視点を一層重視すべき。

- ・道路や公園だけでなく、地域の歴史的建造物といった既存ストックの活用も推進すべき。取得や改修における初期費用が課題となるため、エリアマネジメント活動に係るハード施設の整備への支援が重要。
- ・通常の不動産事業や市場任せでは難しい、公共的なエリアマネジメント活動への支援が必要。例えば、観光地における、まちの歴史や価値を尊重したエリアのビジョンや計画に即した取組、収益が限られる公的なコミュニティ施設の運営などをエリアマネジメント団体が担う場合に支援する仕組みが必要。

【まとめ】

『ウォークアブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策の連携』

- ・ウォークアブル推進に関わるパブリックスペースの利活用の推進に向けて、制度間連携や予算の重点化の検討を進めることが重要ではないか
- ・行きたくなる地区、居心地のよいエリアを検討するにあたり、地区レベルでの交通や駐車場、物流対策等を含めた人中心の交通戦略の検討も必要ではないか

○ 特に、以下の観点からの検討が重要と考えられる。

- ・滞在快適性等向上区域（通称：ウォークアブル区域）におけるほこみち制度活用に対する手続きの円滑化を検討
- ・まちなかウォークアブル推進事業とほこみち制度のそれぞれの取組が連携して滞在環境を向上しているなど、質の高い事業に対する重点的な支援を検討

○ その他、地域資源の保全活用や都市交通施策との連携により、行きたくなる地区、居心地のよいエリアを検討するにあたっては、例えば、以下の観点等が重要と考えられる。

- ・地域資源の保全活用を通じたまちづくりを推進するため、道路幅員が狭く拡幅が困難等の地域の実情を踏まえた、車両の流入抑制に係る取組等の支援強化
- ・エリアマネジメント団体等、地域と連携した駐車場マネジメントを推進するための支援
- ・都市の持続可能性やコンパクト・プラス・ネットワークの観点から公共交通サービスレベルの維持向上のため、公共交通軸として位置付けられた公共交通に対する重点的な支援
- ・地域のシンボルとして、人々の帰属意識や愛着を高めていく上で欠かせない地域資源となっている建造物について、民間事業者等による保全・活用を通じたまちづくりを推進するための支援の強化
- ・官民が協調して作成したエリアマネジメント活動に関する計画に基づき実施される、既存ストックを用いたエリアマネジメント活動の拠点整備や、地域の個性を活かした取組に対する支援の強化。

おわりに 各章まとめ（提言）

令和7年度のワーキンググループでの検討を受けて、パブリックスペースの利活用について以下のとおり提言する。

【テーマ①】パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方

『活動内容と資金の流れの「見える化」と公共性の担保』

- ・パブリックスペースの利活用による地域全体への波及効果の共通認識や相互理解を図るため、パブリックスペースの利活用等のエリアマネジメント活動における活動内容と資金の流れを「見える化」とするとともに、活動内容の公共性を担保する仕組みが必要ではないか
- ・関連して、各パブリックスペースに関する既存制度について、運用の再整理・周知を図るべきではないか

【テーマ②】パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等

『パブリックスペースの利活用促進に向けた支援強化』

- ・各公共空間において規定された特例占用に係る地域への収益還元における制度や運用について、さらなる周知が必要ではないか
- ・パブリックスペース利活用の推進に向けては、エリアマネジメント団体及び行政へのさらなる支援の充実が必要ではないか

【テーマ③】パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化

『ワンストップ窓口、官民連携の協議の場の構築』

- ・市区町村のワンストップ窓口の設置にあたっては、民間まちづくり団体と連携のもと、対象を特定のエリアや施設等に限定しつつ試行的に取り組むなど、まずは、対応可能な範囲から始めることが重要ではないか
- ・手続きの円滑化を図るため、都市再生推進法人の活用や公物管理者を含めた官民連携の協議の場（市町村都市再生協議会の活用など）が必要ではないか

【テーマ④】パブリックスペースにおける制度連携

（ウォークアブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策）

『ウォークアブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策の連携』

- ・ウォークアブル推進に関わるパブリックスペースの利活用の推進に向けて、制度間連携や予算の重点化の検討を進めることが重要ではないか
- ・行きたくなる地区、居心地のよいエリアを検討するにあたり、地区レベルでの交通や駐車場、物流対策等を含めた人中心の交通戦略の検討も必要ではないか

以上

官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ
委員名簿

【委員】（◎：座長、敬称略）

宋 俊煥 山口大学 大学院創成科学研究科 教授
◎山口 敬太 京都大学 大学院地球環境学堂 准教授
三浦 詩乃 中央大学 理工学部 准教授
齋藤 貴弘 渥美坂井法律事務所 弁護士

【地方公共団体】

札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室
仙台市 都市整備局 市街地整備部
渋谷区 まちづくり推進部
静岡市 都市局 都市計画部

【オブザーバー】

内閣府 地方創生推進事務局
警察庁 交通局 交通規制課

【関係部局】

国土交通省 総合政策局 地域交通課
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課
国土交通省 住宅局 市街地建築課
国土交通省 道路局 路政課
国土交通省 都市局 市街地整備課
国土交通省 都市局 街路交通施設課
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

【事務局】

国土交通省 都市局 まちづくり推進課
国土交通省 道路局 環境安全・防災課